

福岡市障がい児通所支援事業等に係る事故報告要領

1 趣旨

指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設設置者及び指定障がい児相談支援事業者（以下「事業者」という。）が市町村等に対して行う事故報告については、この要領に基づき、取り扱うものとする。

2 対象事業所等及び根拠法令

当該要領の対象とする事業所又は施設は、次の事業を行う事業所又は施設とする。

（1）障がい児通所支援事業所

指定児童発達支援

（福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号）（以下「指定通所基準」という。）第53条第1項）

指定医療型児童発達支援

（指定通所基準第66条）

指定放課後等デイサービス

（指定通所基準第73条）

指定保育所等訪問支援

（指定通所基準第81条）

（2）指定障がい児入所施設

指定福祉型障がい児入所施設

（福岡市指定障がい児入所支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第55号）（以下「指定入所基準」という。）第50条第1項）

指定医療型障がい児入所施設

（指定入所基準第59条）

（3）指定障がい児相談支援事業所

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第28条第1項）

3 報告の対象となる事故

報告すべき事故は、第1項に定める時間帯に起こった第2項に定める事故とする。

（1）時間帯

- ① 利用者が事業所又は施設内にいる間
- ② 利用者の送迎中
- ③ その他サービスの提供に密接な関連がある時

（2）事故の種別

事故の種別は、転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、食中毒、感染症（インフルエンザ等）、交通事故、行方不明、職員の違法行為・不祥事、その他とする。

※ 職員の違法行為及び不祥事は、サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。例えば、利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預かり金の紛失や横領などをいう。

※ その他とは、事業所の災害被災などをいう。

※ 転倒、転落及び接触については、医療機関の受診を要したものを報告の対象とする。

なお、報告の要否について疑義がある場合は、福岡市と協議するものとする。

4 報告の方法

別紙「障がい福祉サービス等に係る事故報告書」により報告するものとする。

5 報告の時期等

報告の対象となる事故が発生した場合は、所要の措置（利用者の家族等への連絡、病院受診等）が終了した後、速やか（事故発生から概ね3日以内）に報告を行うこと。

ただし、事故の程度が大きいもの、事故対応に相当の時間を要するもの等については、電話等により、福岡市に概要を報告し、事故対応が完了後に報告書を提出すること。

6 報告先

次の機関に報告すること。

- ① 福岡市役所こども発達支援課
- ② 対象者の支給決定担当課
- ③ 福岡県障害者福祉課

7 報告における留意点

- ① 利用者が利用する他の障がい児通所支援事業所等に対して連絡するなど、他の障がい児通所支援事業所等によるサービスの提供に支障が生じないよう配慮すること。
- ② 食中毒、感染症等のうち、次の要件に該当する場合は、当該要領に基づく事故報告と併せて管轄の保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死者、又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
 - ロ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合
- ③ 従業者の直接行為が原因で生じた事故、従業者が支援中に生じた事故のうち、利用者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。
(注) 事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（利用者が転倒したもの、特に異常が見られずサービス提供を再開した場合や、職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として事業所内で周知し、再発防止を図ること。

8 記録

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後5年間は保存すること。

9 施行期日

この要領は、平成27年9月1日から施行する。